

平成 31 年度 若年技能者人材育成支援等事業 実施計画

委託事業実施計画書

和歌山県職業能力開発協会

1 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
① 技能五輪全国大会の予選の実施	<p>和歌山県職業能力開発協会と共同実施。</p> <p>関係団体に協力を仰ぎ技能五輪全国大会も含めて選手募集・観客募集の広報を行う。</p> <p>実施職種：日本料理職種他 約 25 名</p> <p>実施期間：1 2 月</p>
② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	<p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に当地域の中小企業・教育訓練機関等の若年技能者が選手として参加する場合、当該選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費を援助する。</p> <p>技能五輪全国大会（3 職種）</p> <p>選手：約 3 名 指導者：約 3 名</p> <p>若年者ものづくり競技大会（1 職種）</p> <p>選手：約 2 名 指導者：約 2 名</p>
(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	
① ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用	<p>主に小中学生を対象に熟練技能者等の製作実演や、ものづくり体験等を実施するイベントを開催する。広報については、教育委員会に各学校に対して文書での案内を依頼するとともに、広く一般に対しチラシ配布やポスターの掲示など効果的に活用し、広く広報を行う。</p> <p>開催時期：1 1 月</p> <p>実施職種：2 0 職種程度</p> <p>体験者数目標：1 1 月延べ 3, 0 0 0 名</p> <p>また、ものづくりマイスターや IT マスターの対象分野に該当しない場合などで学校等から要請があれば、熟練技能者を派遣し実技指導やものづくり体験教室等を実施する。</p> <p>学校数：約 4 校、受講者：約 1 2 0 人</p>

② 技能競技大会展の実施	中央技能振興センター（以下センターという。）及び当地域ブロックのコーナーと共に技能競技大会展の実施及び開催周知等に協力する。
③ 技能士展の実施	センターや当地域ブロックのコーナー及び（一社）全国技能士会連合会や和歌山県技能士会連合会と共に技能士展の実施及び開催周知等に協力する。
④ 「地域発！いいもの」応援事業の実施	技能伝承の促進に資するため、会員団体や関係企業、各職種技能士会員等に募集に係る周知を行う。また、応募書類の受付・チェック、センターへの応募書類の送付や応募者への結果通知など一連の業務を推進する。
⑤ グッドスキルマーク事業の実施	技能検定制度の更なる周知・普及を図るため会員団体や関係企業、各職種技能士会員等に募集に係る周知を行う。 また、応募書類の受付・チェック、センターへの応募書類の送付や応募者への結果通知など一連の業務を推進する。
⑥ 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツ作成支援	平成30年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツ作成を支援するため、センターが示す編集方針に沿って、被表彰者のプロフィールや仕事に対する思い、若者に伝えたいこと等を当県の被表彰者に取材を行う。
<b>2 ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務</b>	
<b>(1) ものづくりマイスター等の開拓、説明、申請手続</b>	
	活動が自由となる定年退職後の人材など、実技指導のニーズが見込まれる職種について、ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスター（以下ものづくりマイスター等という。）の開拓を行う。また、ものづくりマイスター等の認定申請を行う者に対して、本事業について説明を行い、特に実技指導に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨、周知する。ただし IT マスターを小中学校へ派遣する場合又は高校へのサイバーセキュリティ関係の講義を行う場合は、免除基準に該当する場合であっても、教材の利用に関するマニュアル等を配布するとともに、講習の進め方等について説明を行う。そのうえで認定

	<p>申請書類を確認、取りまとめセンターへ提出、認定委員会の結果通知及び認定書の送付等一連の業務を行う。</p> <p>特に、生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を実施できるものづくりマイスターの要件及び対象分野について、センターがデータとして管理できるよう記載を確認する。</p> <p>認定証交付時、または平成28年度以前から登録しているものづくりマイスターが当該年度に初めて実技指導を行う前に、活動する際の条件や当事業の実施計画等について文書により通知し説明を行う。</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かの意思確認作業を年度当初から行い、継続して活動する意思がある場合には、職業訓練指導員の資格の有無にかかわらず該当者に対し最新の指導技法等講習を行うか最新版のテキストや事例集等を提供し指導技法の質を確保する。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等に対する研修</p>	
	<p>指導技法等講習は年3回、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。講習に必要な資料はセンターより取り寄せ、ものづくりマイスター等による指導技法が全国的に均一化できるよう、指導技能の質の確保・向上を図り、必要に応じて個人情報保護、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇面の知識付与や実技指導派遣元の意見を踏まえた研修を行う。</p> <p>なお、コーナー職員に対しては、センターが平成29年度の作成した、ITマスターの講義の実施に係る「e-ランニング教材」の活用方法について周知する。</p> <p>また、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する場合、配慮を必要とする場合があるため、平成27年度の成果物を活用して派遣前に必要な研修を行う。</p> <p>開催時期：6月、10月、2月</p>

3 ものづくりマイスター等の活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	
	<p>技能検定の実技試験問題や技能競技大会の課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設・設備等のコーディネートを行う。</p> <p>また、技能検定3級の受検資格付与に関し、「技能検定の受検資格について（平成30年1月4日付け開発 0104第1号）」のとおり、受検資格付与の対象となる者の要件や必要な手続きの確認を促す。</p>
(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施	
ア ものづくりマイスター及びITマスターの派遣対象等	<p>中小企業・業界団体や工業高校からの若年者（主に15歳から35歳未満）に対する指導の要請を受けて、ものづくりマイスター及びITマスターの派遣を実施。</p>
イ 指導内容等	<p>中小企業や業界団体に対する実技指導については、求める内容を踏まえて実施していくが、技能検定2～3級相当の指導レベルとし、工業高校の生徒等に対しては、技能検定3級相当とする。ITマスターが技能検定や技能五輪全国大会の競技種目でない職種を実施する場合は、受講者のレベルに応じて若年者ものづくり競技大会の競技課題を活用する。テックマイスターによる指導内容は、生産現場における問題点や課題等の発見手法、生産性向上に向けた問題点や課題等の分析等、生産性向上にむけた改善の確認及び生産性向上ができる人材の育成ができるよう、平成30年度に当事業で開催され「生産性・品質向上のためのITの活用を図る企業の好事例発表及び意見交換会」で発表された事例等を活用する。</p> <p>実技指導を実施したものづくりマイスター等は、実技指導の内容の記録や、技能レベルの到達度、今後の課題を含め評価を行うとともに受講生の感想などの記録を行い、受講生にはその評価の内容を伝えるとともに企業の人材育成担当者や学校の担当教諭及びものづくりマイスター等を交えて今後の指導方針や指導の過不足、目標の設定等に活用していく。</p> <p>また、技能検定3級の受検資格付与を希望する者に対し「技能検定3級試験の受検資格付与に係る確認書」にものづくりマイスターが実施した実技指導受講の結果、確認書</p>

	<p>の各項目についてチェックし安全に作業ができるか否かを判定する。</p> <p>(目標)</p> <p>ものづくりマイスターの派遣日数及び人数</p> <p>中小企業、業界団体 延べ100日、100名</p> <p>工業高校等 延べ430日、450名</p> <p>ものづくりマイスターの活動数</p> <p>中小企業、業界団体 10社×25人=250人日</p> <p>工業高校等 8校×375人=3,000人日</p>
<p>(3) 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	
<p>① 「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>(ア)児童・生徒を対象とした学校の授業等への講師派遣</p> <p>地域の教育機関関係者からの要請に基づき、小中学校等の授業等にもものづくりマイスターを派遣し「ものづくりの魅力」が伝わるよう講義及びものづくり体験教室を行う。</p> <p>(目標)</p> <p>ものづくりマイスターの派遣日数及び人数</p> <p>小中学校 30日 延べ70人</p> <p>ものづくりマイスターの活動数</p> <p>小中学校 10校×114人=1,140人日</p> <p>(イ)ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学の実施</p> <p>ものづくりマイスターの勤務場所等を借り上げバスによる事業場見学とものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」を発信する内容での講義を組み合わせ実施する。</p> <p>(目標)</p> <p>ものづくりマイスターの派遣日数及び人数</p> <p>小中学校 2日 延2人</p> <p>ものづくりマイスターの活動数</p> <p>小中学校 1校×20人=20人日</p>

	<p>(ウ)学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣</p> <p>上記①、②を実施する前に、当該学校の教師の理解を深め、児童・生徒に対して必要な助言等ができるよう「ものづくりの魅力」講座を事前に実施。</p> <p>また、同様に保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座を学校側との調整により上記①の授業に参加させることにより実施。</p> <p>(目標)</p> <p>ものづくりマイスターの派遣日数及び人数 小中学校 10日 延べ10人</p> <p>ものづくりマイスターの活動数 小中学校 10校×5名=50人日</p>
<p>② 「ITの魅力発信」</p>	<p>地域の教育機関関係者からの要請に基づいて学校の授業等にITマスターを派遣し、ITの魅力が伝わるよう、児童、生徒に対し講義やIT体験、ITマスターによる実演等を実施する。</p>
<p>③ 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>地域関係者の協力を得て、ニートの若者等に対する就労支援等を推進している「地域若者サポートステーション事業」で実施する支援において、協力要請があれば積極的に実施の検討を行い、「地域若者サポートステーション」の支援対象者に対してものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。</p>
<p>④ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習</p>	<p>一人親方や自ら事業を営んでいるものづくりマイスターに対し、当該職場ならではの「ものづくり体験」の実施を含む職場体験実習を要請する。</p>
<p><b>4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</b></p>	
<p>① 連携会議の設置</p>	<p>地方公共団体、労働局、経済団体等をメンバーとする連携会議を設置し、和歌山県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取り組みや事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び進捗状況の管理等を行う。</p>

② 連携会議の開催回数	<p>連携会議を年度2回開催し、1回目は年度当初に厚生労働省との契約に基づき、事業内容等を盛り込んだ推進計画を策定し決定する。2回目は年末において平成31年度の事業実施状況等を報告する。</p> <p>いずれも取りまとめ後、センターに報告する。</p>
<b>5 全国斉一的な事業展開の担保</b>	
	<p>センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議、職員研修等に参加する。</p>
<b>6 目標</b>	
① 成果目標	<p>(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p> <p>(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合 90%以上</p> <p>(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上</p> <p>(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p> <p>(5) 地域における技能振興事業の参加者の満足度 90%以上</p>
② 活動目標	(1) ものづくりマイスターの活動数 4,500 人日以上
<b>7 その他</b>	
① 地域に対するサービス提供方法	<p>和歌山県職業能力開発協会に和歌山県地域技能振興コーナーを設置する。コーナーを設置する和歌山市やその近隣地域に対するサービスの提供はもちろんのこと、遠方地域に対しても定期的に巡回を行うなどサービスの提供に努める。</p>